

川越市都市景観条例の改正（素案）の概要について

平成 25 年 6 月

都市計画部 都市景観課

1. 改正の背景と趣旨

平成 16 年 6 月 18 日、我が国の良好な景観の形成を促進すべく「景観法」が制定され、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、いざという場合における一定の強制力も付与されました。また、現在では川越市以外の県内すべての区域において「景観法」に基づく委任条例に移行し又は新規制定がなされております。

川越市では、これまでも自主条例による景観まちづくりを推進してきましたが、より実効性のある条例とするため「景観法」に基づく委任条例に移行する予定です。これに伴い、各種届出等の手続き方法を定めたり、文言の整理が必要となるため「川越市都市景観条例」を改正しようとするものです。

2. 改正する内容

(1) 届出対象行為について

景観法の委任条例とすることにより、届出対象行為の一部が変わります。

これまで、「都市景観形成地域」にお住まいの方々には、建築行為等が行われる際に届出をいただいていた。また、それ以外の地域については、規模の大きな建築物（高さ 15m 超又は建築面積 1,000 m² 超）等に限り、同じく届出をいただいていた。

この改正により、これまでの届出対象行為に加え、夜間において建築物や工作物の外観に対して行われる照明（特定照明といいます）について新たに届出対象行為とします。

また、これまで届出の対象となっていた屋外広告物の表示、移転又はその内容の変更については、屋外広告物法等との関係により、届出対象行為から除外することになります。

(2) 景観推進団体の指定について

新たに、景観推進団体の指定に関する事項を定めます。

これまでも、都市景観形成地域において、市民と協働で景観形成を行ってきましたが、一定の区域において、市と協働で景観形成を推進する団体を指定し、届出対象行為のうち一定規模以上のものを届け出ようとする者に対し、市は、景観推進団体の意見を聴くよう求めることができるようにするものです。

(3) そのほか、次のことについて定めます

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定と管理の基準、景観地区の指定、景観協定の認可申請、景観整備機構の指定（申請）について定めます。

3. 「景観法」に基づく委任条例化により変更となること

(1) 景観計画の策定について

「景観法」には、地方自治体において、「景観計画」を定めることができるとされています。

これまでは、「川越市都市景観形成基本計画」を基に景観形成の方針を定め、特に「都市景観

形成地域※」と呼ばれる3つの地域では、「都市景観形成計画」や「地域景観形成基準」を定めていました。今後は、「景観法」に基づき「景観計画」を策定し、良好な景観を形成していくための方針や地域の特色を踏まえた基準等として、総合的に位置付けることとなります。

「景観計画」の中には、良好な景観を形成するための方針並びに届出が必要となる地域及び建築物の規模等と共に、行為に対する基準(外観に使用できる色彩の制限等)が定められます。

※現在、「川越駅西口地区」、「川越十カ町地区」、「クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」が指定されています。

(2) 行為の着手制限について

「景観法」の規定に基づき、届出後30日間を経過した後でなければ、原則として届出の対象となった工事に着手することができないこととなります。

(3) 指導及び罰則について

「景観法」の規定に基づき、届出の内容が「景観計画」に定める「景観形成基準」に適合しない場合においては、必要な措置をとることを勧告し、又は設計変更に係る命令をすることができることとなります。

また、必要な届出をしないで工事をした場合や虚偽の届出をした場合、命令に違反した場合には、景観法に基づく罰則が適用されることがあります。

4. その他

川越市では、平成元年から独自の条例を定め、運用を図ってきました。この改正によって「景観法」に基づく委任条例へ移行しますが、多少の手続き等に変更が生じることを除いては、良好な景観を形成するための方針や基準について大きな変更を生じることはありません。今後も、これまでの手法を尊重しつつ、引き続き住民のみなさまとの協働により今後の景観まちづくりを推進していきます。

5. 施行期日

平成26年4月1日を予定